

第 2 回

秋田市農業委員会総会議事録

令和 8 年 2 月 20 日 開 会
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

第2回農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年2月20日(金) 午後2時から午後3時3分まで

2 開催場所 秋田市役所 6-A会議室

3 委員定数 19人

4 出席農業委員 19人

1番	齊藤善彦	2番	佐々木吉秋
3番	鈴木昇	4番	白岩勝
5番	関正美	6番	相場堅一
7番	加藤淳	8番	武藤真作
9番	星容子	10番	伊藤洋文
11番	三浦宏和	12番	柴田ますみ
13番	佐々木和昭	14番	加賀屋慎一
15番	鎌田悦雄	16番	佐々木繁明
17番	藤田修	18番	佐々木英久
19番	佐藤きよ子		

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期決定

第3 会務報告

第4 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第5 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6 事務局職員

参事	熊谷勝	参事	工藤純子
参事	住谷真人	副参事	稲葉隆
主席主査	勝田茂満	主席主査	黒澤亮
主任	佐藤知拡	主任	齋藤友毅
主任	越前屋麻希子		

7 書記

主席主査 山本郷史

8 議事録署名委員

10番 伊藤洋文

11番 三浦宏和

10 議 事

事務局 (熊谷参事)	<p>ただいまから、令和8年第2回農業委員会総会を開会いたします。 本日、委員定数19名中、19名の出席ですので総会の出席委員は定足数に達しており、総会は成立していることをご報告いたします。 本日は、傍聴人が1名いらしております。 それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしく願いいたします。</p>
佐々木吉秋会長	<p>【会長あいさつ】</p>
議長	<p>それでは、第2回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指定しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしの声がございますので、10番伊藤洋文委員、11番三浦宏和委員にお願いいたします。 次に、日程第2の「会期決定」の件でございますが、これも慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、ご了承願います。会期は1日間で午後4時までといたします。 続きまして、日程第3の「会務報告」に移ります。 はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで順番に報告をお願いいたします。</p>
4番白岩勝委員	<p>【第1区域部会の報告】</p>
18番佐々木英久委員	<p>【第2区域部会の報告】</p>
15番鎌田悦雄委員	<p>【第3区域部会の報告】</p>
13番佐々木和昭委員	<p>【第4区域部会の報告】</p>
3番鈴木昇委員	<p>【第5区域部会の報告】</p>
議長	<p>次に、会務報告2の「秋田市農業再生協議会臨時総会」および会務報告3の「一般社団法人秋田県農業会議第118回常設審議委員会」について、私から報告します。 【会務報告2・3の報告】 次に、会務報告4の「秋田市農林議員の会研修会および意見交換会」について、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局 (熊谷参事)	<p>【会務報告4の報告】</p>

議 長	次に、会務報告5の「令和7年度生き生き農業専科（北部地区）」について、4番白岩勝委員より報告をお願いします。
4番白岩勝委員	【会務報告5の報告】
議 長	次に、会務報告6の「秋田市農業大賞表彰式」について、事務局より報告をお願いします。
事務局 (黒澤主席主査)	【会務報告6の報告】
議 長	次に、会務報告7の「秋田県都市農業委員会会長会管外視察」について、事務局より報告をお願いします。
事務局 (佐藤主任)	【会務報告7の報告】
議 長	次に、会務報告8の「令和7年度秋田市農林水産業振興戦略会議」について、私から報告します。
	【会務報告8の報告】
	次に、会務報告9の「農地利用最適化推進委員候補者選考委員会」について、事務局より報告をお願いします。
事務局 (佐藤主任)	【会務報告9の報告】
議 長	次に、会務報告10の「令和7年度生き生き農業専科（追分地区）」について、7番加藤淳委員より報告をお願いします。
7番加藤淳委員	【会務報告10の報告】
議 長	次に、会務報告11の「農業委員・農地利用最適化推進委員推薦・応募説明会」について、事務局より報告をお願いします。
事務局 (佐藤主任)	【会務報告11の報告】
議 長	次に、会務報告12の「農地法第3条の3の規定による届出」から会務報告17の「農地転用事業計画変更承認申請について（工事期間の変更）」までの6件について、事務局より報告をお願いします。
事務局 (越前屋主任)	【会務報告12から17までの報告】
議 長	以上で会務報告の説明が終わりました。ただいまの会務報告につきまして、ご質問、ご意見がある方はお願いします。

8番武藤真作委員	はい。
議長	8番武藤真作委員、どうぞ。
8番武藤真作委員	8番武藤です。会務報告5と10の生き生き農業専科について、年々参加者が少なくなっており、このまま続けるのか、あるいは、新しい形で何かできないものか、皆さんで協議する機会を設けた方がよいのではないかと思います、提案します。
議長	私も同じ思いでおりました。今日は無理としても、近いうちに協議する機会を設けたいと思っています。地域の農業者の意見を行政に届ける場であるとも思っているので、何らかの形で続けていければよいと思います。皆さんからも、ご意見等があればお願いします。
18番佐々木英久委員	はい。
議長	18番佐々木英久委員、どうぞ。
18番佐々木英久委員	18番佐々木です。生き生き農業専科の開催については、参加者の確保に苦労する状態になっています。ぜひ、話し合いを進めてもらいたいし、皆さんもそう思っていると思います。
議長	早い機会に方向付けをしていこうと思っていますので、よろしく申し上げます。 ほかに、ご質問、ご意見がある方はお願いします。
一	なし。
議長	ご質問等がないようですので、議案に移ります。 はじめに日程第4、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、13件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (齋藤主任)	はじめに、議案書の訂正があります。議案書15ページ、番号12、雄和女米■■■■の内の農地の面積につきまして、625平方メートルとありますが、正しくは625.65平方メートルとなりますので訂正をお願いします。 それでは、議案書1ページから16ページまでの13件について説明します。 番号1。受け手は、■■■■。出し手は、■■■■。 番号2。受け手は、■■■■。出し手は、■■■■。 番号3。受け手は、■■■■。出し手は、■■■■。 番号4。受け手は、■■■■。出し手は、■■■■。 番号5。受け手は、■■■■。出し手は、■■■■。 番号6。受け手は、■■■■。出し手は、■■■■。 番号7および8。受け手は、■■■■。出し手は、番号7、■■■■。 番号8、■■■■。 次に、番号9から12。受け手は、■■■■。出し手は、番号9、■■■■。 番号10、■■■■。番号11、■■■■。番号12、■■■■。 最後に番号13。受け手は、■■■■。出し手は、■■■■。

事務局 (齋藤主任)	<p>。すべての案件について、土地の所在、地目、面積、理由等は記載のとおりです。</p> <p>農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、農作業に必要な機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。農地法その他農業に関する法令の遵守の状況については13件ともに、違反はない旨の申告があります。</p> <p>農作業常時従事について、番号2は260日、番号3、番号6は150日、番号4は220日、番号5は155日、番号7、番号8は300日、番号9から12は240日農作業に従事していることから、それぞれ常時従事者として認められます。また、番号1、番号13は法人であるため、確認不要であります、農地所有適格法人として、役員要件を満たしています。</p> <p>地域との調和要件について、13件とも譲受人への権利移転および設定による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われま。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、番号1から番号13はすべて許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>次に、現地調査の報告をしていただきます。</p> <p>はじめに、番号1について、現地を調査した酒井慶一推進委員から報告を受けた10番伊藤洋文委員から報告をお願いします。</p>
10番伊藤洋文委員	<p>10番伊藤です。先日、酒井推進委員から連絡があり、何ら問題ないとのことでした。私も問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>次に、番号2について、現地を調査した熊谷護推進委員から報告を受けた6番相場堅一委員から報告をお願いします。</p>
6番相場堅一委員	<p>6番相場です。熊谷推進委員から連絡があり、特に問題ないとのことでした。私も問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>次に、番号3および番号4について、現地を調査した熊谷裕幸推進委員から報告を受けた14番加賀屋慎一委員から報告をお願いします。</p>
14番加賀屋慎一委員	<p>14番加賀屋です。2月12日に熊谷推進委員から連絡を受けました。私も現地を確認しましたが、問題ないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>次に番号5について、現地を調査した中嶋庄悦推進委員から報告を受けた4番白岩勝委員から報告をお願いします。</p>
4番白岩勝委員	<p>4番白岩です。中嶋推進委員から連絡を受け、問題ないとのことでした。私も問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>次に番号6から番号8までについて、現地を調査した伊藤貞美推進委員および保坂正真推進委員から報告を受けた7番加藤淳委員から報告をお願いします。</p>

7番加藤淳委員		7番加藤です。2月13日に伊藤推進委員から、2月11日に保坂推進委員から連絡を受けました。私も問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。
議 長		次に番号9から番号12までについて、現地を調査した石井健推進委員から報告を受けた10番伊藤洋文委員から報告をお願いします。
10番伊藤洋文委員		10番伊藤です。石井推進委員から連絡を受けました。■■■■さんの住所が■■■■になっていますが、築堤の関係で引っ越したものです。農地のある女米木に作業小屋を設けていますので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議 長		次に番号13について、現地を調査した伊藤貞美推進委員から報告を受けた17番藤田修委員から報告をお願いします。
17番藤田修委員		17番藤田です。先日、伊藤推進委員から連絡を受けました。この農地の一部は、昨年まで私が耕作していました。所有者が亡くなって法人に引き渡すと聞いていました。問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。
議 長		それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いします。
11番三浦宏和委員		はい。
議 長		11番三浦宏和委員、どうぞ。
11番三浦宏和委員		11番三浦です。議案への質問ではないですが、案件の中の何件かは、従来は農業委員会で嘱託登記できたものだと思います。令和7年4月からは、農業経営基盤強化促進法での売買がなくなり、農業者が嘱託登記の恩恵を受けられなくなったことで、事務局や農業委員に苦情などありますか。 登記事項証明書の添付が不要となったことでは、負担軽減となった面もある事は承知しています。
事務局 (住谷参事)		苦情などについては特に聞いていません。 現在、売買は「中間管理機構の特例事業」と「農地法第3条」の2択になります。特例事業については、基盤法と同じように税制優遇措置や嘱託登記制度があるものの、出し手から機構を経由して受け手に登記が移るまで少なくとも半年以上の時間がかかること、手数料がかかること、団地化などの事業利用要件があることなどの理由から敬遠されてしまうようです。 このような事業ですが、窓口等での苦情は出ていません。 なお、この後の協議事項に初めての特例事業の案件があります。
3番鈴木昇委員		はい、議長。
議 長		3番鈴木昇委員、どうぞ。

3番鈴木昇委員

3番鈴木です。今の説明のようなことがあるので、所有権移転の相談があれば農地法第3条を勧めています。登記手続のために司法書士への報酬は必要になりますが、登記完了までの時間はそれほどかかりません。面倒な手続きは敬遠されます。

また、中間管理機構で貸し借りしている農地を特例事業を使って所有権移転したい場合がありますが、この際も手数料を徴収するのはどうかと思っています。既に機構と貸し借りしている土地を売買する場合は手数料を徴収しないようにしてもらえよう要望してもらいたいです。

所有権移転の嘱託登記事務がなくなって、事務局の事務量は減ったものと思います。

議 長

暫時休憩いたします。

【休憩】

(午後2時53分)

【再開】

(午後2時57分)

議 長

議事を再開します。
ほかにご質問、ご意見がある方はお願いします。

一 同

なし。

議 長

ご質問等がないようですので、採決に入ります。
農地法第3条の規定による許可申請に関する件、13件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長

異議なしの声がありましたので、日程第4、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、13件を原案のとおり許可することに決定いたします。

次に日程第5、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を上程します。

事務局から説明をお願いします。

事務局

(勝田主席主査)

それでは、議案書の17ページをご覧ください。

番号1。譲受人は■■■■および■■■■。譲渡人は■■■■。施設の概要は一般住宅への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。

農地転用許可申請説明資料は1ページおよび2ページをご覧ください。申請地は位置図に記載のとおりです。

転用事業計画について、譲受人の一人である■■■■さんは豊岩■■■■地区の貸家に家族で住んでいますが、■■■■さんの義理の母で県外に住んでいる■■■■さんと一緒に暮らすため二世帯住宅を建築する事としました。住宅用地について、現在住んでいる場所から近いこと、雪捨て場等の場所を十分に確保出来る事を条件に探し、隣接する宅地と一体的に利用可能で塚元さんの希望に最も近い申請地を選定し転用しようとするものです。

立地基準について、農地位置は市街化調整区域内で農業振興地域内。

事務局 (勝田主席主査)	<p>農地区分は第2種農地です。</p> <p>一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち資金計画は借入金および自己資金。申請適格等は適合。工事着工および完了の期間は、許可日から令和8年7月31日まで。一体として利用する農地以外の土地は、豊岩[REDACTED]ほか4筆。土地改良区等からの意見書は、畑のためなしです。</p> <p>被害防除において、隣接に対する措置は緩衝地を設ける。排水計画において、汚水および生活雑排水は公共下水道。雨水は水路放流です。</p> <p>現地は令和8年1月28日に確認しております。</p> <p>なお、番号1について、本総会で許可相当に決した場合には、速やかに秋田県農業会議へ諮問します。説明は以上です。</p>
議長	<p>次に、現地調査の報告をしていただきます。</p> <p>番号1について、現地を調査した鈴木栄一推進委員から報告を受けた8番武藤真作委員から報告をお願いします。</p>
8番武藤真作委員	<p>8番武藤です。先日、鈴木推進委員から連絡がありました。私も現地を確認しており、問題ないと思いますのでご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。</p> <p>ご質問、ご意見がある方はお願いします。</p>
一同	<p>なし。</p>
議長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>今回は、秋田県農業会議への諮問が必要な案件です。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしの声がありましたので、日程第5、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。</p> <p>これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。</p>
(午後3時3分終了)	